



# 日本ケースセンター

---

## ケース登録ガイドライン

名古屋商科大学ビジネススクール

2007年3月8日制定  
2020年5月29日改定

添付書類:  
ケース種類表

### はじめに

日本ケースセンター(以下、日本ケースセンター事業の運営者である名古屋商科大学ビジネススクールも含めて「当センター」といいます)では、教育および研修を目的としたケースの販売・流通・紹介の支援をしています。

お手持ちの「ケース／ティーチングノート」を、有償・無償にて販売・流通することを希望する会員の皆様から、ケース等の登録を受け付けています。

# 1

## 登録条件

ケースを登録していただく際に必要な条件です。

### 1. 登録できるもの

教育用に開発された「ケース／ティーチングノート」を登録することができます。

既に他組織で販売・流通している「ケース／ティーチングノート」も登録可能です。ただし、当センターが不適切と判断した場合には、登録をお断りすることがあります。

### 2. 登録できる人

「ケース／ティーチングノート」の登録者は、以下の3点を満たしている必要があります。

- ① 当センターの**会員**であること(当センターへの入会は無料です)。
- ② 対象となる「ケース／ティーチングノート」の**著作権者**または**著作権の管理受託者**であること。  
著作権者が組織である場合は、当該組織を代表する者から委任を受けた者となります。
- ③ ケース著作権料の支払いを受ける場合は、その**受取口座の名義人**であること(支払い先が著作権者組織である場合を除く)。

ご登録の「ケース／ティーチングノート」に関する当センターからの連絡および交渉は、全て「登録者」と行います。著作者および著作権者以外を登録者とする場合は、この点を十分にご確認の上、ご登録ください。

### 3. 著作権の取り扱い

- ① 登録する「ケース／ティーチングノート」の著作権は、当センターに移転されることはなく、**著作権者に留保されます**。
- ② 登録する「ケース／ティーチングノート」が共同著作物である場合等、著作権者が複数名いる場合には、登録にあたって、**全ての著作権者の承諾**が必要です。
- ③ 登録する「ケース／ティーチングノート」の著作者と著作権者(または著作権の管理受託者)が異なる場合には、事前に**著作者の承諾**を得ることが必要です。著作者および著作権者による同意と捺印を受けて、ケース登録申請書\*をご提出ください。( \* Web サイトからダウンロードできます。 )
- ④ 当センターは、著作権者(または著作権の管理受託者)から許諾を得て登録された「ケース／ティーチングノート」を、次項「公開要綱」で定めるとおり、販売もしくは無償提供ができるものとします。

その許諾には、当センターおよび当センターが許可する者に、当センターの定める規約および著作権法に従って、「ケース／ティーチングノート」を非独占的に、複製・頒布・販売・出版・自動公衆送信(送信可能化を含む)することの許諾が含まれます。

## 4. 公開許可の取得

### (1) 公開承諾



「ケース／ティーチングノート」で実際に存在する企業もしくは人物を描写している場合は、「ケース／ティーチングノート」の公開について、当該企業および人物から**書面等で許可を得ておく必要があります**。著作権者および登録者は、当該企業および人物から公開許可を得ていることを当センターに保証した上で、「ケース／ティーチングノート」を登録しなければなりません。当センターは登録者に、その**公開承諾書\***の写しを提出していただく**ことがあります**。（\* Web サイトからサンプルフォームをダウンロードできます。）

ただし、a) 一般公開されている情報のみを利用している場合、b) 架空の内容の場合、c) 名前や情報を変えて対象企業や人物を特定できないように編集している場合など、対象企業等から公開承諾を取得する必要がないと認められる十分な理由がある場合は、この限りではありません。

### (2) 出典の明記

「ケース／ティーチングノート」の中で第三者が著作権を有する参考資料を使用した場合、必要に応じて著作権者から使用許諾を取得するとともに、**ケース内に出典を明記**してください。

なお、企業のホームページ等においても、「無断転載・引用禁止」と規定しているところがあります。利用規約等を確認し、必要であれば利用許可を取得してください。

## 5. クオリティ管理

「ケース／ティーチングノート」は、登録する前に、教育・研修現場で一度以上使用することが望まれます。「ケース／ティーチングノート」がディスカッションを促すようにできているかどうか、使用者のフィードバックを基に、必要であれば、内容の修正を行ってください。

ティーチングノートの作成・登録は任意ですが、**できる限りケースと一緒に作成し、ご登録ください**。

また、より利用者が使用しやすいように、「ケース／ティーチングノート」の内容・長さ等について、当センターから「ケース／ティーチングノート」の見直しをお願いすることがあります。



## 6. 登録内容の変更

登録者のご連絡先等に変更があった場合は、必ず当センターの Web サイトにて、**My アカウント**から、該当する項目をご変更ください。ケース著作権料のお知らせ等、当センターから「ケース／ティーチングノート」に関する連絡は、登録者の最新の会員登録情報に基づいてご連絡いたします。

次の場合には、ケース登録に関する書類の再提出が必要となる場合があります。

- ① 登録者および登録者情報の変更。
- ② 著作権者の変更。
- ③ 「ケース／ティーチングノート」や書誌情報の変更。
- ④ 著作権料の振込先の変更（有償での販売のみ）。

## 7. 登録の解除等

### (1) 登録者が登録を解除する場合

- ① 登録者は、登録解除希望日の 2 カ月前までに当センターにメール(info@casecenter.jp)にてお知らせください。追って所定の書類をお送りします。この書類の提出により、登録した「ケース／ティーチングノート」を、当センターから登録解除することができます。
- ② 登録者が当センターを退会した場合、「ケース／ティーチングノート」の登録は、解除されます。

### (2) 当センターが登録を解除する場合等

- ① ご登録から 3 年以上経過した「ケース／ティーチングノート」について、特に著作権料の年次精算額の合計が、1000 円に満たなかった場合、ご登録内容の見直しをご相談させていただく場合があります。
- ② 登録者への連絡ができない状態が 3 カ月以上の期間に渡って続いた場合、当センターは、ご登録いただいた「ケース／ティーチングノート」の登録を解除することがあります。
- ③ ご登録された口座に著作権料を振り込むことができず、かつ、ご登録者への連絡もつかない状態が 3 年以上の期間に渡って続く場合には、登録者は当該著作権料に対する権利を放棄したものとみなします。

## 8. 免責事項

当センターが、次項「公開要綱」に従い、登録された「ケース／ティーチングノート」の販売または無償提供を会員に対して行ったことにより、第三者の権利等を侵害した場合には、登録者は、その侵害について全責任を負います。当センターまたは会員が第三者から何らかの請求を受けるなどして被害を被った場合、または費用（弁護士費用を含む）の支出を行った場合には、登録者は、その損害および費用を補償するものとします。

# 公開要綱

ケースを公開する際の形態、販売規定などについての説明です。

## 1. 提供方法

### (1) 提供を受ける者

- ① ケースは、原則、当センターの学術・専門・一般会員を対象に販売もしくは無償で提供されます。
- ② ティーチングノートは、原則、当センターの学術・専門会員に販売もしくは無償で提供されます。

### (2) 販売と無償提供の選択

登録者は、登録する「ケース／ティーチングノート」について、販売もしくは無償提供のいずれかを指定することができます。さらに、登録者は、販売もしくは無償提供先となる会員種別(学術・専門・一般会員)を指定することもできます。

### (3) 提供の形態

登録された「ケース／ティーチングノート」は、当センター所定仕様での印刷物および PDF ファイル(原則、モノクロ印刷)の形態で提供されます。ただし、無償提供の場合は、改編・抽出コピー不可のセキュリティをかけた PDF で提供されます。

### (4) 販売価格と著作権料(無償提供の場合を除く)



販売された「ケース／ティーチングノート」に対し、販売価格の一部を著作権料として、年に一度、登録者ご指定の口座にお支払いします。販売価格と著作権料は原則、以下の表に基づいて設定されます。

それ以外の価格・著作権料設定をご希望の場合は、別途協議の上で設定します(登録データフォームにご希望の内容を明示してください)。ただし、内容により、ご希望に沿いかねる場合があります。

なお、年度末における著作権料の合計が 1000 円未満の場合、お支払いは翌年に繰り越されます(繰り越しは 3 回までとし、その後は合計金額の多寡に関わらず、一旦精算し、お支払いします)。

ページ数	1~4	5~9	10~19	20~29	30 ページ以上
通常価格	300 円	400 円	500 円	600 円	10 ページごとに 100 円加算
割引価格	220 円	300 円	380 円	460 円	10 ページごとに 100 円加算
著作権料	75 円	100 円	125 円	150 円	(通常価格の 25%)

- この販売価格には、消費税・送料は含まれません。
- 上記の表は、ケースとティーチングノートの両方に適用されます。
- 学位付与のあるコース用として、学術会員にケースを販売する際、割引価格が適用されます。ただし、支払われる著作権料は通常価格を元に算出されます。
- 個人が著作権料を受け取る場合、所得税の源泉徴収の対象となります。
- ここで設定されている販売価格及び著作権料は、予告なく変更される場合があります。

### **(5) 共同著作物の著作権料**

「ケース／ティーチングノート」が共同著作物である場合等、著作権者が複数名いる場合においても、当センターからの著作権料の支払いは、登録者に対して行います。ひとつの「ケース／ティーチングノート」に対して複数のお支払い先を指定することはできません。

### **(6) 変更**

登録者と当センターの合意がある場合は、登録後であっても、既に設定された前項(1)から(5)の内容を変更することができることとします。(ただし、当センター設定の販売価格と著作権料については、登録者の承諾なしに、変更できるものとします。)

## **2. フォーマットおよびロゴ**

「ケース／ティーチングノート」は、原則、登録時に提出されたフォーマットや体裁にて販売されます。加えて、当センターで提供する「ケース／ティーチングノート」には、1 ページ目の下部に、当センターのロゴと、利用許諾状況についての文章が挿入されます。

## **3. 購入前のインスペクションコピー閲覧**

当センターでは、学術・専門会員に対し、ケース購入前に PDF ファイルでのインスペクションコピーを全文閲覧できるサービスを行っています。インスペクションコピーは印刷・修正・内容抽出不可のセキュリティがかけられています。

# 3

## 必要書類・提出先

必要な書類と手続きの手順についての説明です。

### 1. 必要書類

次の4つのデータ・書類が必要です。

<b>ケース</b>	<p><b>(1)体裁</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 原則、ワードファイルにて提出してください。</li><li>② 引用・参照した資料があれば、脚注などで出典を正確に記入してください。</li><li>③ 提出されたままのフォーマットや体裁にて公開されます。フォーマットを整えた上で提出ください。</li></ul> <p><b>(2)コピーライトの表記方法</b></p> <p>著作者および著作権者などについて、必要事項を明記してください。</p> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin: 10px 0;"><p><b>コピーライト文章例 (1 ページ目のフッターへ挿入)</b></p><p>本教材は、〇〇〇〇 が(〇〇〇〇指導のもとで)作成した。本教材は、経営管理の巧拙を示すものではなく、教育及び研修用に作成されたものである。</p><p>許可なき複製、スプレッドシートでの利用、またはいかなる手段(電子媒体、機械、フォトコピー、録音など)での送信も、これを禁ずる。</p><p>Copyright © 20XX (出版年)は、〇〇〇〇に帰属する。</p></div>
<b>ティーチングノート(任意)</b>	上記の「ケース」と同じ手順・体裁で準備します。
<b>データフォーム</b>	ケース登録者およびケースの情報(書誌情報等)を登録データフォームに漏れなく記入してください。
<b>登録申請書</b>	本ケース登録ガイドラインに記載の登録条件に同意の上、申請書に登録者の捺印をしてください(著作者または著作権者が登録者と異なる場合は、著作者または著作権者の同意と捺印が必要です)。組織が著作権を保持している場合は、当該組織の代表印を押印してください。

## 2. 提出先

提出するデータ・書類が準備できましたら、次の方法で、当センター宛にご提出ください。(提出物は返却できません。あらかじめご了承ください。)

- ケース
- ティーチングノート(任意)
- 登録データフォーム



- ① 郵送(データをディスク等に保存)  
または
- ② メール送付([info@casecenter.jp](mailto:info@casecenter.jp))

- 登録申請書(原本)



### 郵送のみ

※「登録申請書」は、捺印が必要な書類です。必ず**原本**を郵送でお送りください(コピー不可)。

当センターに必要なデータ・書類が届きましたら、ご提出物を精査後、ご登録者に「登録完了通知書」を送付いたします。その後、ウェブサイトにて「ケース／ティーチングノート」の公開が開始されます。

### 宛先

日本ケースセンター(名古屋商科大学ビジネススクール内)

〒460-0003 愛知県名古屋市中区錦 1-3-1

Tel: (052) 203-9111 / Fax: (052) 221-5221 / E-mail: [info@casecenter.jp](mailto:info@casecenter.jp)



# ケース種類表

## A. 使途の違いによるケースの種類

1 事例研究 ケース	分析のプロセス・調査分析結果・情報などの記述内容を読者に伝達することを第一の目的とするケース。独習、講義などに使われることが向いている。	
	1) 研究ケース	事例研究活動のプロセスと結果が記述されており、研究成果物としての色合いが濃いケース。分析手法の適合性、分析結果についての議論のために使用される。
2) 情報ケース	組織や出来事を調査した結果得られた、課題とそれに対して実際に行なわれた対処策、結果などが記述されているケース。包括的な情報を整理して提示する目的で記述されている。	
2 討議用 ケース	知識や情報の授与を主要目的とせず、読者に「解くべき問題」を突きつけるケース。グループ学習、クラス討議などに使われることが向いている。	
	3) 理論適用ケース	既存の理論や分析技法を適用して事象を理解したり、その使い勝手や活用限界を確認する討議を行ったりするためのケース。
	4) 分析ケース	複雑な問題構造を持つ事象を描き、どのように分析し理解すればよいか議論することで、事象への洞察を深めるためのケース。
	5) 意思決定ケース	非常に難しい選択肢の中で意思決定を求め、ひとつの選択肢を選ぶことによって発生する困難の克服も含めて、熟考して決断することを学習者に求めるケース。

## B. 情報源の別

フィールド・リサーチ	実際に組織や関係者とインタビューを行って情報を得る方法。この様なケースの公開には、必要に応じて当該組織・関係者からの公開承諾を得ることが必要である。
出版物・公開情報	一般に公開されている情報や出版物のみを基にして情報を得る方法。この様なケースの公開には、必要に応じて使用許可を取得し、出典を全てケース内で明記する必要がある。
一般経験則	自分で培った経験などから見出された法則等を情報源とするもの。

## C. 実名・仮名の別

実名ケース	組織名・関係者名が、全て実名で表記されているケース。
仮名ケース	一部または全ての組織名・関係者名が、任意の仮名で表記されているケース。

## D. 実在・架空の別

実在ケース	実際に起こった事柄を書いているケース。臨場感を出すために、多少の脚色が入る場合もある。
架空ケース	事実には基づかず、想像などによって書かれたケース。複数の事実の断片を切り貼りして新しく作り上げられたケースも架空ケースとみなされる。